

【あなたが主役の交通安全県民運動” 焼津市実施要綱】

～ 安全は 自ら うちから 焼津から ～

(交差点 一時停止で ゆずりあい)

第1 趣 旨

市民一人ひとりが自らの交通安全に関する意識を改革し、「人命尊重」を基本理念とする安全な道路交通の実現に向けて、交通ルールの遵守と、正しい交通マナーの実践に努めることにより交通事故を防止する。

このため、高齢化社会に配慮し、人優先の交通社会を目指し、市民自らが実行できる「思いやり」や「いたわり」の交通安全活動の取組を浸透させるとともに、地域住民とそれぞれの機関・団体が、互いに連携・協働して市民総ぐるみの運動を展開する。

第2 期 間

本運動は、年間を通じて実施する。

第3 目 標

1 交通事故死亡者数

焼津市における目標： ゼロを目指す。

2 人身交通事故発生件数

焼津市における目標： 年間1,200件以下を目指す。

第4 推 進 重 点 項 目

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 出合頭・追突の交通事故防止
- 3 歩行者・自動車の交通事故防止
- 4 自転車の交通事故防止
- 5 飲酒運転の根絶

第5 重 点 日

「交通事故ゼロの日・高齢者交通安全の日」に合わせ、毎月10日・20日・30日を重点日とし家庭、地域、学校、職場等で様々な交通安全活動を行い、特に、毎月10日の「交通事故ゼロの日」においては、市民運動による街頭立哨を実施する。また、内閣府が国民運動として定めた「交通事故死ゼロを目指す日(4月10日・9月30日)」において交通安全活動を実施する。

第6 推進要領

1 高齢者の交通事故防止対策の推進

(1) 高齢者家庭の訪問指導「交通安全一声広報」の推進

関係機関、団体及び地域のボランティアの協力により、高齢者のいる家庭等を訪問し、パンフレット等を活用し、「交通安全一声広報」や個々にあった具体的な交通安全に関する指導を行う。

(2) 高齢者交通安全教室の推進

関係機関、団体及び焼津市老人クラブ連合会等の協力により、参加体験型の交通安全教室を開催し、高齢者の交通安全教育の充実を図る。

(3) 高齢者モデル地区の活動の推進

高齢者の反射材着用や交通安全知識を促進するため、高齢者モデル地区(以下「モデル地区」という。)を指定し高齢者自身による事故防止活動を推進すると共に、交通安全教室等を実施し、交通安全意識の向上を図る。

ア モデル地区の指定及び交通安全マナーの推進

モデル地区を選定し、モデル地区の市民を対象とした交通安全教室を実施し、交通安全マナーの徹底を心掛けると共に、市民の交通意識の向上を目的として推進する。

イ 交通安全協力店舗への依頼

高齢者が日頃、頻繁に立ち寄る、又は交流が可能な施設等(金融機関、病院、量販店、農協、福祉事業者等)に、交通安全ポスター等を配布し、高齢者の交通安全活動等に対する支援・協力を得る。

(4) 高齢者福祉関係団体との連携

高齢者との係り合いが深い、福祉関係団体との連携を強化し、施設のイベントにおいて、交通安全に関する情報を積極的に配信してもらうなど、連携協働することにより、効果的な交通安全活動の推進を図る。

(5) 情報ネットワーク活動の推進

高齢者の交通事故を防止するため、広報誌やチラシ等を活用して、地域や関係機関、団体などに、幅広く交通事故情報を提供していくことにより、事故防止対策を推進する。

(6) 高齢者ドライバーへの交通安全啓発の推進

高齢者ドライバーの交通事故防止の一環として、高齢者マーク(もみじマーク)の表示や交通予備検査(認知機能検査)の受講を呼掛け、事故防止を推進する。

2 出合頭・追突の交通事故防止対策の推進

交通事故の総量削減のため、出合頭事故の防止対策を、強力に推進する。

(1) 地域における交通安全の推進

ア 「自治会別無事故・無違反コンクール」の推進

市民総参加による無事故・無違反コンクールを実施要綱に基づき実施する。

(実施期間 平成22年1月1日 から 平成22年12月31日までの1年間)

イ 交通事故防止対策推進地区の活動の推進

交通事故防止対策推進地区を指定し、地域住民が主体となる、実践型交通安全活動を推進する。

○交通安全推進地区の設置

交通事故が多発している地域を、交通安全推進地区として、交通事故防止対策推進地区の指定を行い、住民自身が推進する、参加体験型の交通安全活動等を協働実施する。

○交通安全活動の強化

地域住民全体の交通安全意識の高揚を図るため、地域に即した交通安全活動に取り組んでいく。

ウ 交通安全教室の推進

関係機関、団体及び地域、職場、学校等における、主体的な活動を推進すると共に各年齢層に応じた、参加体験型の交通安全教室の開催を推進し、交通安全教育のより一層の充実を図る。

エ 車の運転自粛の日の推進

毎月10日、20日、30日のマイカーの運転自粛や、公共交通機関(バス・電車)などの利用を呼びかける。

(2) 事業所における交通安全の推進

「無事故・無違反安全運転コンクール」の推進

焼津市交通安全対策協議会と焼津地区安全運転管理協会の共催により、事業所別の無事故・無違反コンクールを実施要綱に基づき実施する。

(実施期間 平成22年4月1日 から 平成23年3月31日までの1年間)

3 歩行者・自動車の交通事故防止対策の推進

(1) 歩行者においては夜間外出する時に明るい服装や反射材を着用するよう啓発を行う。

(2) 自動車運転者においては、歩行者の保護を常に考え、安全な間隔の保持及び、徐行、一時停止など安全運転の徹底を図る。

(3) 横断歩道では、横断歩行者の優先を徹底し、必ず徐行・一時停止を実行するとともに対向車の停止を促す「思いやりパッシング運動」を推進し、歩行者の安全を確保する。

(4)すべての座席での、シートベルト着用の推進とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、「オールシートセーフティー作戦」を推進する。

(5)自分の存在を知らせるとともに、歩行者等の発見のために夕暮れ時以降の早めのライト点灯を呼び掛ける「トワイライト作戦」を推進する。

4 自転車の事故防止対策の推進

自転車は、車両であることを再認識させ、正しいルールとマナーの向上を図るため、世代別の自転車事故防止対策を強力に推進すると共に、引き続き、交通安全自転車大会等の開催を通じ、交通ルールや知識を身につけてもらい、更なる交通安全意識の高揚を図る。

(1)「焼津市交通安全こども自転車大会」の開催

市内13小学校より、各チーム選手5名にて開催する。

(別添「焼津市交通安全こども自転車大会開催要綱」による。)

(2)「自転車の安全な乗り方大会(高齢者自転車大会)」の開催

市内在住の高齢者で普段から自転車乗っている方を対象に開催する。

(別添「自転車の安全な乗り方大会開催要綱」による。)

(3)「自転車カルガモ作戦」の推進及び、自転車利用者の乗り方指導

学校周辺及び地下道等において、自転車利用者への安全な乗り方指導を実施する。

- ・運転中の携帯電話、傘差し運転、周囲の音が聞こえない状態でのヘッドホン着用運転の禁止など
- ・児童、幼児の乗車用ヘルメットの着用の推進

(4)「自転車免許制度」の推進

平成19年度より静岡県、静岡県教育委員会、静岡県警察本部の三者が行っている事業で、小学4年生を対象とした「自転車免許制度」の拡大・充実を図る。

5 飲酒運転の根絶

道路交通法の改正に伴い、飲酒運転に係る罰則が強化されたが、依然として飲酒運転による交通事故や検挙者が後を絶たないことから、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる手段で、飲酒運転根絶の呼び掛けを実施する。

(1)運転者に対して、

運転者に「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」の基本を徹底させ、また仲間同士で飲酒する際は、1人だけ酒を飲まずに運転する人を決めておくなど「ハンドルキーパー運動」の実践を呼び掛ける啓発活動を推進する。

(2)酒類の販売者等に対して、

酒類を提供する小売、飲食業者による、運転手への酒類提供禁止はもとより、飲酒運転の危険性、反社会性、責任の重大性を訴えるポスターやチラシなどの配布についても協力を要請する。